

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月23日
【発行者の名称】	株式会社レックスアドバイザーズ (Rex Advisors Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村 康男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03-5510-1131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 山中 昂
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2026年7月22日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社レックスアドバイザーズ https://www.rex-adv.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第22期	第23期	第24期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	1,302,872	1,525,132	1,547,424
経常利益 又は経常損失(△)	(千円)	△5,392	54,902	3,673
当期純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	△3,014	24,329	9,234
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	60,000	60,000	60,000
発行済株式総数	(株)	8,490	8,490	8,490
純資産額	(千円)	612,172	639,376	648,063
総資産額	(千円)	851,213	886,508	880,406
1株当たり純資産額	(円)	721.05	753.09	763.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△3.55	28.66	10.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	71.9	72.1	73.6
自己資本利益率	(%)	—	3.8	1.4
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△51,507	110,649	△8,051
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,725	△28,163	9,940
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△3,016	△12,480	△11,772
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	570,104	640,110	630,227
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	82 (17)	82 (20)	88 (22)

(注)

1. 当社は、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。
2. 2026年4月1日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 第22期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
8. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第24期の財務諸表について有限責任パートナーズ総合監査法人の監査を受けておりますが、第22期及び第23期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。なお、当社雇用の人材派遣社員及び人材会社からの派遣社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

2 【沿革】

当社は、当社の代表取締役社長である岡村康男が、保険会社の営業時代に関係性を築いた中小企業経営者や会計事務所代表者向けに、保険を活用した財務コンサルティングをする会社として、東京都新宿区に設立いたしました。その後、企業防衛のコンサルティングより長期的な成長支援をしたいという思いから人材紹介サービスを主事業といたしました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2002年10月	新宿区に有料職業紹介、労働者派遣、企業経営・人材能力開発・資産運用に関するコンサルティングを事業目的とした株式会社レックスアドバイザーズ(資本金10百万円)を設立
2003年1月	本社を中央区日本橋小舟町に事務所移転 上場準備企業、中小企業への財務支援、保険コンサルティングを行う
2004年1月	人材紹介サービス開始
2006年4月	中途採用支援に加え、IPOベンチャーへの新卒紹介サービス実施
2006年10月	中央区銀座に事務所移転 税理士、公認会計士資格者、経理財務の人材紹介サービスに特化
2008年9月	港区浜松町に事務所移転
2011年10月	千代田区永田町に事務所移転
2013年7月	プライバシーマーク取得(第10862341(07)号)
2016年3月	大阪市北区柴田に大阪支社開設
2016年10月	求人媒体サービス(アカナビ)開始、会計人ニュースメディアサービス(KaikeiZine)開始
2017年3月	名古屋市中村区名駅に名古屋支社開設
2018年4月	株式会社アモルデイジ株式取得、子会社化
2018年5月	人材派遣サービス開始
2019年1月	株式会社アモルデイジを合併
2019年3月	名古屋市中区栄に名古屋支社移転
2019年6月	大阪市北区梅田に大阪支社移転
2023年2月	千代田区平河町に事務所移転
2024年7月	株式会社おかやまキャリアデザインの全事業を譲り受け
2024年8月	岡山市北区本町に岡山オフィス開設、キャリアデザインサービス開始
2026年1月	福岡市中央区天神に福岡オフィス開設

3 【事業の内容】

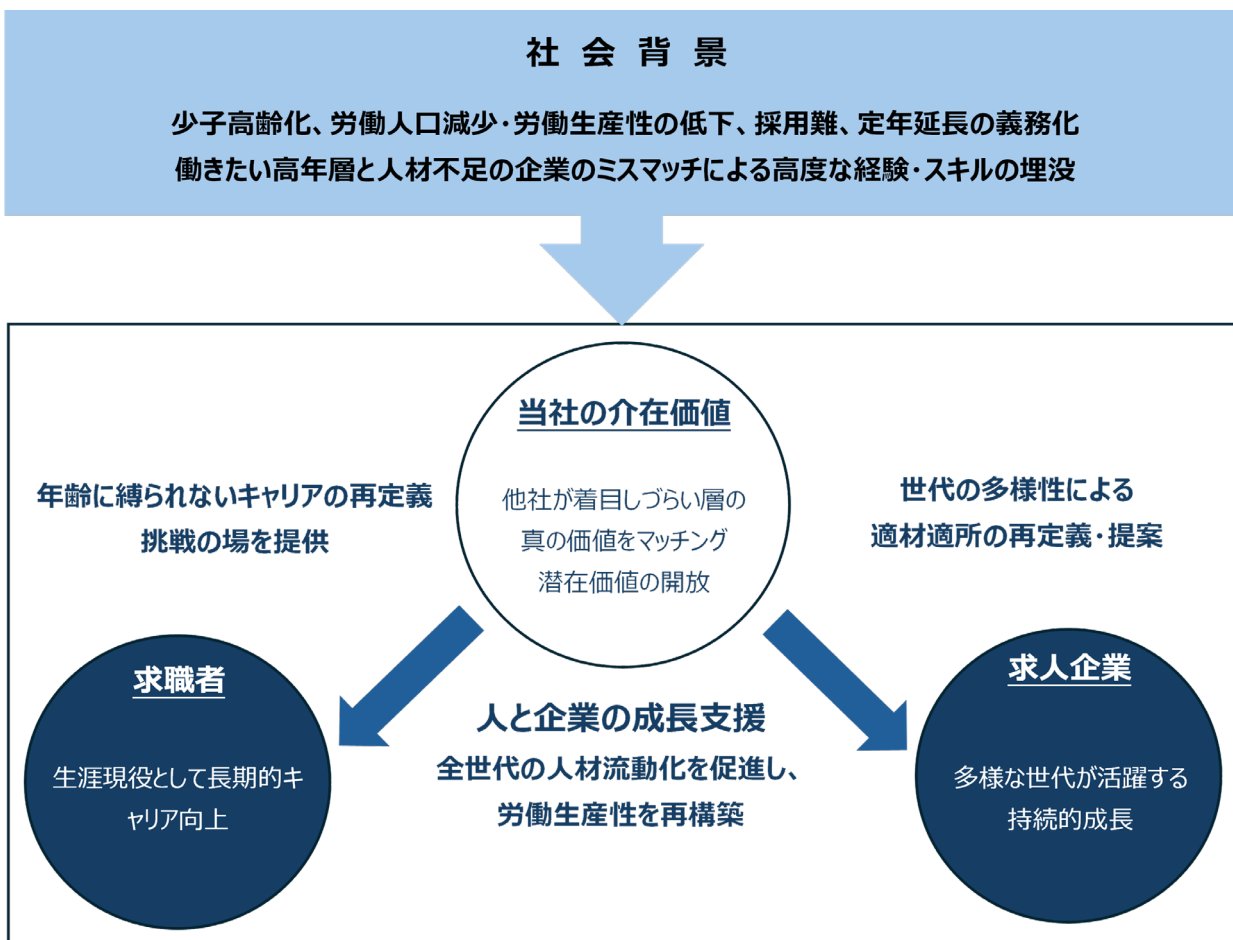
(1) 理念

当社は、「人と企業の成長支援」を経営理念に掲げ、人と企業の繋がりや相互の価値の向上が豊かな社会を実現するという信念のもと、人材支援事業を展開しております。

日本の少子高齢化に伴う労働人口の減少及び労働生産性の低下という課題に対し、イノベーション人材の創出や多様な世代の人材が最適に配置され、長く活躍できる土壌を整えることが不可欠です。当社は、組織成長支援と人材価値拡大に至るキャリア支援を事業の目的としています。

具体的には、求職者様には年齢に縛られない就業機会を、求人先企業には組織の厚みを増す求職者様の労働を提供いたします。このマッチングを通じて、求職者の皆様が自らのキャリアをさらに深化させ、所属企業の持続的成長をもたらすという循環を創出します。当社は、幅広い世代の知見を埋もれさせることなく、最適な場所へ繋ぐことを自社の使命としております。

この「人と企業の成長支援」の連鎖を全世代で実現することにより、社会全体の労働生産性を高め、当社の企業価値の向上を図りたいと考えております。



なお、当社は人材支援事業の単一セグメントではありますが、提供するサービスの内容や対象者によって、「人材紹介サービス」、「人材派遣サービス」、「求人媒体サービス」のサービスがあり、各サービスの内容は次のとおりであります。

(2) 各サービスの概要

①人材紹介サービス

人材紹介サービスは、「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて、転職・就職の希望者を募集・登録し、同時に求人情報を収集して相互のニーズをマッチングする有料職業紹介事業であります。求人先企業に対しては、ヒアリングを通じて求める人材ニーズを正確に理解し、求人先企業が要求する水準を満たした人材を紹介しているものと考えております。その過程で、情報提供として、優秀な人材を採用するために必要となる母集団形成や選考方法、採用に関連する法令遵守等に関する助言を行っております。一方、転職を希望する求職者に対しては、カウンセリングを通じて転職の目的・スキル・経験・志向を把握・整理した上で、最適な転職先を提案する等のサポートを行っております。

求職者は、当社が広告掲載するインターネットサイトや他社の人材データベースを利用するヘッドハンティング等による広範な募集のほか、当社のサポートにより転職を実現した求職者様から知人の方をご紹介いただくこともあります。

また、求人先企業が採用決定し、求職者が入社されるまでコンサルタントが定期的にフォローを実施するほか、入社後の求職者の定着を目的として、一定期間のアフターフォローを実施しております。当該求職者が企業にご入社された時点で、人材紹介手数料を当該求人先企業より収受する成功報酬方式としております。

なお、入社後一定期間内にご紹介人材が自己都合等により退職された場合には、人材紹介手数料を一定割合で返金(リファンド)しております。

②人材派遣サービス

人材派遣サービスは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という)に基づく「労働者派遣事業」の許可を受け運営しております。派遣元である当社の雇用する派遣労働者が、派遣先の指揮命令のもと派遣先において労働に従事する事業であります。当社は、当社が運営する各種サービスサイト(例:「REX派遣」等)に登録している求職者を雇用し、クライアントニーズに合った即戦力となる派遣労働者を会計・税務業界、法律・知財業界の士業事務所、企業向けに派遣しています。

労働者派遣を行うに当たっては、派遣労働者として就業を望む労働者を、求人広告を出稿することで募集し、当社が定めた登録基準に則って登録した者の中から、企業の依頼内容(派遣期間・業務内容・スキル等)に適した登録者を選定し、派遣先企業と当社との間で労働者派遣契約を締結いたします。

派遣労働者に対しては、常に派遣先にご満足頂けるサービスを目指し、ビジネススキルに関する研修や業務に必要な知識・スキルを身に付ける研修を通じて、キャリアアップの機会を提供しております。

また、派遣労働者より派遣先企業との直接雇用契約の希望があった場合に、人材紹介手数料を派遣先より収受し人材紹介サービスに移行する場合も多くあります。

③求人媒体サービス

求人媒体サービスにおいては、求人企業から募った無期・有期社員、パート勤務、時短正社員、業務委託等の幅広い形態の求人案件を、当社が運営する求人広告サイト「アカナビ」に掲載する時点で広告掲載料を当該求人企業に請求する前課金方式と、求人企業が「アカナビ」経由で獲得した求職者が当該求人企業に入社した時点で手数料を請求する成功報酬方式を併用しております。本求人広告サイトの登録者の7割は簿記等の有資格者や実務経験者が占めており、本サービスは主に会計領域のアルバイト・パート人材を必要とする士業事務所と企業を対象としておりますが、今後は幅広い職種・雇用形態での求人広告の獲得を進めております。

各サービスの系統図は次のとおりであります。



(3) 当社の特徴

①会計業界に特化した人材紹介における高度な専門力

当社のメインの事業は、会計業界に特化した人材紹介サービスであります。

本サービスにおけるご登録者は、税理士・公認会計士等のプロフェッショナル人材が占めており、有資格者の比率が高いことが最大の特徴です。会計・士業事務所特有の組織特性や、複数回の転職を経てスキルを磨くプロフェッショナル人材のキャリアパスを熟知していることが、当社の差別化要因となっています。これにより、独立や事業会社への転向等、多様なキャリア戦略構築において代替困難な支援を実現し、継続的な採用ニーズを獲得しております。

②キャリア・コンサルティングの質の高さを担保する認定制度

会計・士業事務所領域の転職においては、事業会社における転職とは異なる職種の特殊性や成長プロセスへの深い理解が求められます。そのため、当社はコンサルティング品質を担保する社内の制度として『キャリア・コンサルタント認定制度』を独自に設けております。認定に至るプロセスとして、入社後まずは、リクルーティング・アドバイザー (RA) としての研修受講と社内試験合格を課し、RAとしての実務経験を積みさせます。その後、更に高度な社内研修と当社内の複数の試験をクリアした者を、キャリア・コンサルタント (CA) として認定する体制を構築しております。

この育成体制により、設立以来蓄積してきた会計分野の経験・ノウハウを強みとして、求職者の価値観や適正を深く把握し、求人票のみでは読み取れない職場特性等の付加価値情報を提供することで、精度の高いマッチングとキャリア・コンサルティングの質の向上を継続的に図っております。

③長期的・多角的なワンストップ人材支援

当社は、目前の顕在化した採用ニーズに応えるのみでなく、表層的なマッチングに留まらないキャリア支援を重要としております。そのため、設立以来培ったネットワークを活かし、管理部門人材への支援拡大やキャリアデザインサービスといった定着支援領域にも注力しております。「良い転職」以上に「良いキャリア」の形成を重視し、求職者・求人企業双方と深い信頼関係を構築することで、単発の紹介に留まらない永続的な関係性を維持しています。具体的には、紹介により転職した求職者が将来的に独立した際の採用支援や、既存顧客からのパート採用 (求人媒体サービス) への波及、さらには顧問先の紹介を通じた人材派遣の提案など、顧客のプロフェッショナル人材から実務スタッフ層・パート層までの幅広い採用ニーズ、人的課題解決ニーズやライフステージに応じたワンストップの人材支援サービスを提供

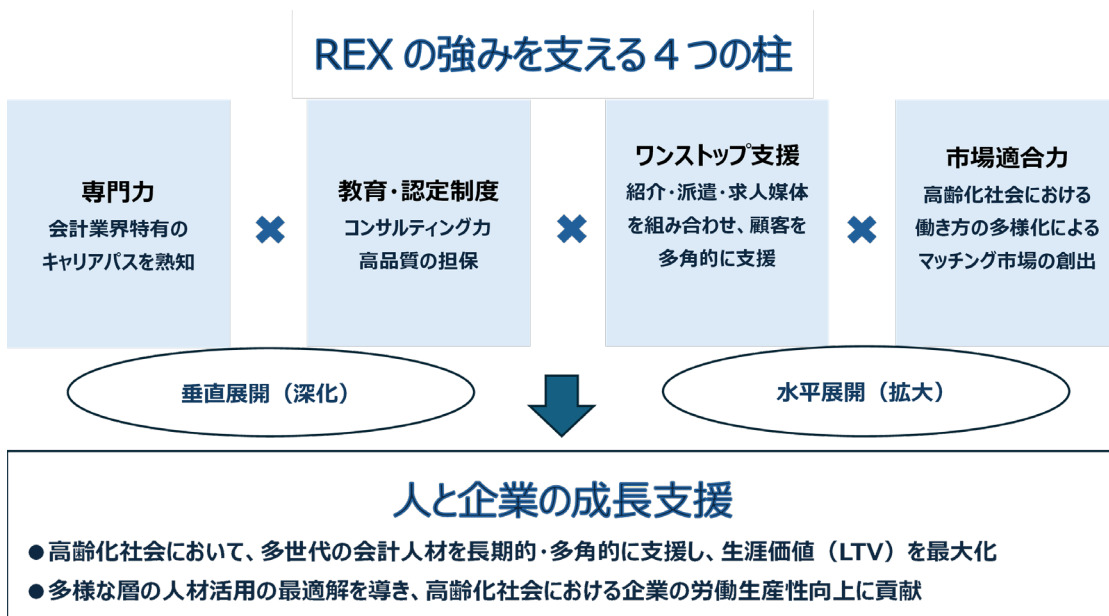
しております。この多角的な支援体制により、個人のライフシフトを「線」で捉えた長期的な支援を実現し、収益基盤の安定化を図っております。

④高齢化社会における社会的役割と市場適合性

日本の少子高齢化に伴う労働人口の減少という深刻な課題に対し、当社は「中年層が長く、意欲的に働ける環境の構築」こそが、現代社会における極めて重要な社会的意義であると考えております。

当社は、「年齢に縛られない人材の最適配置」を通じて社会課題の解決に寄与しております。特に、一般的に転職市場で動きの活発な30代だけでなく、労働市場ではマッチングが困難とされる50代以降のミドル・シニア層のプロフェッショナル人材に対し、その豊富な経験と専門性を活かせる場を、業界への深い洞察を持って提供しております。同時に、求人企業に対しても若手人材のみに依存しない長期的な人材登用・定着の支援を行うことで、企業の持続的な組織成長を支えております。このように、多様な世代が活躍できる環境を創出することは、当社の社会的必要性を高めると同時に、持続的な成長戦略の要となっております。

各企業に対しても、単なる若返りではなく、幅広い年代の人材を「適材適所」で受け入れ、長く活躍できる土壌を整えることを強く働きかけてまいります。多様な世代が共存し、それぞれの強みを活かせる組織作りを推進することこそが、当社の存在価値に他なりません。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
89 (21)	36.1	4.7	5,280

- (注)
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しています。なお、当社雇用の派遣スタッフ及び人材会社からの派遣スタッフについては、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。
 - 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、臨時雇用者は含まれていません。
 - 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時雇用者は含まれていません。
 - 当社は人材支援事業の単一セグメントであるため、内訳の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(全般的概況)

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続いたものの、物価上昇による個人消費への影響や米国の通商政策、金融資本市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。また、国内の雇用情勢については、厚生労働省が公表した2025年12月の有効求人倍率は1.19倍となり（「一般職業紹介状況（令和7年12月分）について」厚生労働省調べ）、依然として人材の需要は高い状況が続いております。

このような経営環境の中、当社は「人と企業の成長支援」という理念のもと、主要顧客である監査法人や税理士法人等のアカウンティング・ファームの他、一般企業のプロフェッショナル人材需要に注力してまいりました。また、アカウンティングナビによる経理人材全般の紹介にも注力し、サービスラインの充実と業容の拡大を図ってまいりました。

主な項目ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

(売上高)

・人材紹介サービス

人材紹介サービスについては、会計領域でのシェア拡大、一般事業会社でのシェア拡大を目指して、①コンサルタントの中途採用、②新規登録者獲得のための広告体制の強化に加え、③社員育成、定着を専任とする部署の設置等の施策を実施しました。

①については、フルフレックス制度、在宅勤務制度等の柔軟な働き方をアピールすることによりコンサルタント5名の採用に成功しております。

②については、競合他社との競争が激化するなか、広告費の増額、SEO体制の強化、積極的な駅看板の掲出等により新規登録者の獲得に貢献しております。

③については、各人に合わせた育成計画をもとに主に中途入社社員の育成を行い、中途入社社員の早期戦力化に貢献しております。

この結果、人材紹介サービスの売上高は1,074,077千円(前期比5.0%増)となりました。

・人材派遣サービス

人材派遣サービスについては、売上高は423,683千円(前期比6.7%減)となりました。

・求人媒体サービス

求人媒体サービスについては、売上高は37,561千円(前期比6.0%減)となりました。

・その他サービス

その他サービスについては、売上高は12,100千円(前期比43.1%増)となりました。

結果として、当事業年度における売上高は1,547,424千円（前期比1.5%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益、当期純利益)

販売費及び一般管理費については、主に事業拡大に向けた人員数増加による人件費及び求職者の登録獲得に係る広告宣伝費の増加等の影響により、1,127,296千円（前期比6.5%増）となりました。結果として、当事業年度における営業利益は2,752千円（前期比95.1%減）、経常利益は3,673千円（前期比93.3%減）、当期純利益は9,234千円（前期比62.0%減）となりました。

なお、当社は人材支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前事業年度末に比べ9,882千円減少し、630,227千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の減少は、8,051千円となりました（前期は110,649千円の増加）。その主な要因は、税引前当期純利益の計上14,493千円、売上債権の増加による減少8,617千円、未払消費税等の減少19,125千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の増加は、9,940千円となりました（前期は28,163千円の減少）。その主な要因は、保険積立金の解約による収入23,706千円、事業譲受による支出10,000千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の減少は、11,772千円となりました（前期は12,480千円の減少）。その要因は、長期借入金の返済による支出であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

a 生産実績及び受注実績

当社は、国内において人材支援事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績及び受注実績の記載に馴染まないため、省略しております。

b 販売実績

当社は、「人材支援事業」の単一セグメントであります。当事業年度のサービス別の販売実績は、以下のとおりであります。

サービスの名称	販売高(千円)	前期比(%)
人材紹介	1,074,077	5.0
人材派遣	423,683	△6.7
求人媒体	37,561	△6.0
その他	12,100	43.1
合計	1,547,424	1.5

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

① 認知度の向上と求人数及び求職者数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社のサービスの知名度を向上させ、求職者数及び求人企業数を拡大し、双方へニーズを満たす求人情報の提供及び求職者を紹介することが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、求職者の満足度向上に伴う知人求職者の紹介の拡大、販促費の生産性向上、地方の求人・求職者へのアプローチ等により、求人者並びに求職者数の確保に尽力してまいります。

② キャリア・コンサルタントの人員の拡充及び生産性の向上

当社は、Webマーケティングを通じて登録に至った求職者をキャリア・コンサルタントによるキャリアカウンセリングを行うことで成約につなげております。成約件数を増加させるためには、キャリア・コンサルタントの人員数を拡大させながら、1人当たりの生産性を向上する組織体制の強化が必要であると考えております。そのためには、マネジメント体制の強化、独自の教育体制の更なる高度化、早期収益貢献化による組織力向上や、テクノロジー活用による業務効率化等を推進し、成約率向上に取り組んでまいります。

③ 収益源の多角化

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象事業等の将来性や当社が展開する人材支援事業とのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、新規事業の拡大やM&A等による新たな収益源の開拓を見据え、事業領域の拡大と業績の向上に繋がるよう進めてまいります。

④ 内部管理体制及び内部統制の強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底は、経営の最重要課題であり社会的責務であると認識しております。取締役会の機能強化を図り、経営の健全性及び透明性の確保のため、経営の意思決定、業務執行等に対する適正な監視・監督体制を常に維持しております。また、経営管理本部を中心とした内部管理体制を強化し、定期的なコンプライアンス教育の実施等のほか、監査役会、監査法人、内部監査部門の間で適切な情報交換を行い、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社は、今後も持続的な成長を実現するためには、当社の経営理念に共感する優秀な人材の確保・育成・定着、及び人的資本の拡充が重要であると捉え、人材戦略を策定しております。同戦略では、当社の経営戦略を実行し、中期経営計画を達成する上で必要となる指標を特定しており、それぞれ目標を定め、各種施策に取り組んでおります。引き続き、積極的な採用活動と当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修の実施や各種人事施策を展開することで、社員が自己実現できる環境を整備し、人材基盤の強化に取り組んでまいります。

⑥ 情報セキュリティの強化

当社においては、事業運営上保有するユーザーの個人情報や顧客情報が年々拡大しております。当該情報は当社の重要な経営資源の一つであり、各種機密情報を適切に保護・管理することが持続的な成長のために不可欠であると考えております。当社においては2013年よりプライバシーマークの資格を取得し、継続して個人情報の機密性を高める施策を講じております。また、情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーの下、機密情報管理規程、個人情報保護規程等の規程の整備及び見直し、定期的な役職員への研修を実施し、適切にセキュリティ管理体制を強化し続けてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 外部環境に関するリスク

① 市場環境について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が対象とする人材関連ビジネス市場は、国内における経済情勢や雇用環境の動向等に影響を受けやすい市場であります。当社は、より景気動向の悪化の影響を受けにくい会計人材を注力領域としており、特定の事業に偏らないよう採用支援のみでなく人材定着支援等、事業基盤の拡大に努めておりますが、想定を超える景気動向の悪化やパンデミック等が蔓延するような状況により、顧客企業の人材採用意欲が著しく低下した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の主力事業である人材紹介サービスは、「有料職業紹介事業」に該当しております。「有料職業紹介事業」は許可事業ではあるものの、参入障壁が低く各分野にて多数の同業他社が存在し、有料職業紹介事業の民営職業紹介事業所数は増加傾向にあります。当社は、会計事務所の特化によるマッチングノウハウの蓄積を行い、会計業界特有の情報提供の付加価値や会計人材の専門的ニーズに対応する提案力により同業他社との差別化を推進し、顧客企業とは採用支援に限らないサービスの拡充等による長期的な関係性の構築を行うことで、シェア拡大等に努めております。しかしながら、今後、同業他社が同様のサービスを展開し競争が激化した場合等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自然災害の有事について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社では事業継続計画を策定し、①従業員と派遣スタッフの安全確保、②顧客・会社資産保護、③地域の生活と経済への貢献を基本方針として、有事に適切な危機対応をとる体制を構築しております。しかしながら、地震、台風、洪水等の自然災害、火災、停電、戦争、テロ行為等が起これば、当社の従業員の安全が脅かされる若しくは会社資産が毀損した場合、又はパンデミックが起これば、多数の従業員の感染若しくは行動制限措置により業務が制限された場合、当社の事業が一時的に中断され、当社の事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、人材支援という事業性質上、有事には派遣労働者の安否確認や多大な顧客対応による業務負荷が予想されることから、当社の事業運営に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

① 求職者の確保について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：中長期、影響度：中)

人材支援事業において、その事業の性格上求職者の確保が非常に重要であり、当社では他社データベースの活用やWebマーケティングにより求職者の募集を実施しております。求職者の確保については、新たな流入経路の確保

や、広告宣伝費の費用対効果検証、的確なスキルマッチングによる当社のブランド力の向上等の取り組みを進めております。また、データベース提供企業とは良好な関係を維持するとともに、複数のデータベース提供企業と連携して特定のデータベース提供企業に大きく依存し過ぎないように情報源を多元化しております。しかしながら、雇用情勢や労働需要の変化により、人材の確保が意図した通りに進まなかった場合や、求人企業の要望に対して十分な人材の確保が実施できなかった場合には、求職者及び求人企業双方に雇用マッチングサービスを提供できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 求職者の内定承諾後辞退・自己都合退職について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：中期、影響度：小)

当社の主力事業である人材紹介サービスでは、求人企業に候補者が入社後、一定期間内に自己都合退職した場合には成功報酬の一部を返金する契約を締結し、サービスを提供しております。当社は、求職者に対し求人内容や求人企業のカルチャー等の状況を十分に説明しミスマッチの軽減に努め、入社後の候補者の企業定着を目的として、一定期間のアフターフォローを実施しております。また、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しております。しかしながら、将来的に何らかの理由により、早期自己都合退職者が増加した場合には、收受した報酬の返金が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：中長期、影響度：大)

当社が行う人材紹介サービス及び求人広告サービスは、「職業安定法」に基づき有料職業紹介事業の許可又は募集情報等提供事業の届出の下に行っている事業であります。人材派遣サービスは、「労働者派遣法」に基づき、労働者派遣事業の許可を受け事業運営を行っております。当社は、諸法令の改正の都度適切な対応を行い、コンプライアンス教育の実施によって各種法令の遵守を徹底しております。また、リスク・コンプライアンス委員会によってリスクの識別、評価、対応を検討することで体制を強化し、継続的に内部監査を実施することで法令違反を未然に防ぐよう努めております。現時点で、当社においては、関係法令に基づく許可の取消事由に該当する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により有料職業紹介事業、労働者派遣事業、及び募集情報等提供事業の許可等の取消しや当該業務の全部または一部の停止の命令を受けた場合には、当社の事業運営に重大な影響を与える可能性があります。

<当社の許可・届出状況>

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	有効期限	法令違反の要件及び 主な許認可取消事由
2004年4月	有料職業紹介事業許可 13-ユ-300031	厚生労働省	2027年3月31日	労働関連法違反、刑法等の罰金刑、破産宣告、役員等の欠格事由の該当等の場合は許可の取消
2018年5月	労働者派遣事業許可 派13-ユ-310252	厚生労働省	2031年4月30日	労働関連法違反、刑法等の罰金刑、破産宣告、役員等の欠格事由の該当等の場合は許可の取消
2022年11月	特定募集情報等提供事業届出 51-募-000265	厚生労働省	なし	-

④ 個人情報保護について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の主力事業である人材支援では、多数の個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の管理徹底を図るべく、個人情報取扱いに関する規程・ルールを整備し、社内教育の徹底を図っております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークの運用規程に準拠し、2年毎に審査を受けて更新を実施しております。さらに、委託先に対するセキュリティ水準の確認や、個人情報漏洩時に損害を補填する保険に加入をしておりますが、外部からの不正アクセスや、当社従業員の故意又は過失により個人情報が流出した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用力の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新規事業について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、成長戦略の一環として、事業拡大への経営資源を取得するために、当社で培ったノウハウを活かした新規事業の展開が必要であると認識しております。新規事業への投資については、十分な検討を行った上で投資の意思決定をしております。また、設備投資等の資金が伴う案件の場合、取締役会での十分な審議を経て実行可否判断を行い、加えて事業計画に対しての予実管理、定期的報告を行っております。しかしながら、計画どおりに進捗せず、あるいは市場環境の変化や不測の事態により、当初期待した収益が得られない場合や事業採算性等を勘案し、当該新規事業からの撤退あるいは規模縮小等の経営判断をする場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 他社データベースの利用について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では当社のウェブサイトへ直接、求職のご登録をいただくほかに、求職者の募集は他社が運営するデータベースを利用しております。データベース提供企業とは良好な関係を維持するとともに、複数のデータベース提供企業と連携して特定のデータベース提供企業に大きく依存し過ぎないように情報源を多元化しております。また、積極的な広告宣伝活動により当社の認知度を向上させ、求職者の増加に努めております。しかしながら、何らかの理由により他社が運営するデータベースが廃止となったり、データベース提供企業の方針転換が行われ当社が利用できなくなった場合には、求職者数の減少により当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

① 人材確保及び育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：中期、影響度：中)

当社事業のさらなる拡大及び企業価値の継続的な向上のためには、人材の確保や人材育成が重要と認識しております。当社は、中途採用者へのきめ細かなフォローの徹底、教育専門部署を設置し約半年間のオンボーディング研修を実施する等人材育成及びキャリア形成を支援し、社員がやりがいと働きやすさを持って働けるよう就業環境の整備に努めております。しかしながら、特に主要事業である人材紹介サービスにおいては優秀なキャリア・コンサルタント人材の確保が必要不可欠であり、当社が求める人材が適時適切に確保されなかった場合や、採用後期待通りの効果を発揮するまでに長期間を要する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、企業価値を継続的に向上させていくためには適切な内部管理体制の構築が必要不可欠と判断し、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築、整備、運用するため、経営管理本部の人員増強・教育、外部の専門家の活用等により内部管理体制を強化しております。しかしながら、内部統制に関する制度が完全にその機能を果たしたとしても、違法行為のすべてを排除することを保証するものではなく、従業員による重大な過失、不正、その他の違法行為等が生じた場合には、訴訟や損害賠償等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定経営者への依存について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：中期、影響度：中)

当社の代表取締役社長である岡村康男は、創業当初より代表取締役を務め事業を牽引し、大きく成長をさせてまいりました。同氏は、当社の経営方針やブランディングにおいて重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存しないよう、人員体制や権限委譲等の経営組織体制の強化を図り、経営上の意思決定については、社外取締役2名と、監査役3名で構成される監査役会により、取締役会の意思決定等に関して恣意的な判断がされていないかどうか等を監督・監視しております。今後、何らかの理由により、同氏の業務執行が困難な状況となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

① 訴訟について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では定期的な各種コンプライアンス教育によって役職員の意識向上に努めております。また、監査役会及びコンプライアンス室が中心となり、役職員の職務上の法令違反については常時監視する内部管理体制を整えております。しかしながら、当社の事業運営において、提供サービスの不備や個人情報・機密情報の漏洩、契約違反等により、訴訟を提起された場合には、当社ブランドの毀損や社会的信用力の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報セキュリティについて

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の事業運営上、情報ネットワークやコンピューターシステムを多岐にわたり利用しており、求人企業情報並びに求職者情報をはじめとする様々な情報が蓄積され、これらの情報の保護が極めて重要になります。当社は、定期的なバックアップの実施、脆弱性診断の実施、ファイアーウォールや不正アクセスの防止を行うとともに、情報セキュリティ教育を図っているほか、通信ネットワークの冗長化構成を行い、リスクの軽減に努めております。しかしながら、災害・事故等によるネットワーク障害やサーバーダウン等のシステム障害、悪意ある第三者による不正アクセスが生じ、不測の事態により情報の消失や外部への漏洩事故が発生した場合には、当社の信用が失墜し、企業イメージが低下することにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ M&Aや資本提携について

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、通常の営業活動による取引規模の拡大や新規事業の推進に加え、事業の拡大への経営資源を獲得し、既存事業とのシナジー効果を得るために、M&Aによる企業買収や資本提携等を活用することを検討しております。対象企業の属する業界の市場規模、業界環境及び対象企業の競争力の源泉を調査し、財務内容や事業についてデューデリジェンスを行うことに加えて、対象企業の株主調査や事前に投資リスクを把握し、対象となる企業の収益性や投資の回収可能性について慎重に検討することとしております。しかしながら、国内外の経済環境の変化や対象企業の属する業界の市場規模が想定よりも拡大しない等の理由から、当社がM&Aや資本提携等を行った企業の経営、事業、資産等に対して、十分に活用することが出来ない可能性があります。また、買収した企業の人材や顧客基盤が流出する可能性もあり、当初に期待したシナジーを得られず事業を展開できない場合には、当社の投資額を十分に回収できないリスクが存在し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスク

(発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経

過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額

が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合 (当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主 (当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)

が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は

決定

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は723,487千円となり、前事業年度末に比べ1,478千円増加いたしました。これは主に売掛金が8,617千円増加したことによるものであります。固定資産は156,918千円となり、前事業年度末に比べ7,581千円減少いたしました。これは主にその他に含まれる保険積立金が12,805千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は880,406千円となり、前事業年度末に比べ6,102千円減少いたしました。

(負債)

負債合計は232,342千円となり、前事業年度末に比べ14,789千円減少いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が3,780千円減少したこと、未払法人税等が9,563千円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は648,063千円となり、前事業年度末に比べ8,686千円増加いたしました。これは主に、当期純利益を9,234千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年7月22日)から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は3,096千円であります。その内容は、業務用パソコンの購入およびソフトウェアの取得によるものであります。また、当社は、人材支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物附属 設備	工具、器具 及び備品	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	27,522	7,860	35,382	73 (21)
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	事務所設備等	2,364	657	3,021	10 (1)
名古屋支社 (愛知県名古屋市中区)	事務所設備等	1,174	209	1,384	4 (-)
岡山オフィス (岡山県岡山市北区)	事務所設備等	-	69	69	1 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 全拠点合計の年間賃借料は、53,327千円であります。
3. 当社は、人材支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2025年12月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年6月23日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,396,000	2,547,000	8,490	849,000	非上場	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,396,000	2,547,000	8,490	849,000	—	—

(注) 1. 2026年3月13日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。

これにより発行済株式総数は840,510株増加し、849,000株となっております。

2. 2026年3月27日開催の定時株主総会決議により、2026年4月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,376,000株増加し、3,396,000株となっております。

3. 2026年3月27日開催の定時株主総会決議により、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式75,500株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年12月14日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	26 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260 (注) 3	26,000 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,780 (注) 2 3	558 (注) 2 4
新株予約権の行使期間	自 2022年12月15日 至 2030年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,780 資本組入額 27,890	発行価格 558 資本組入額 279
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第2回新株予約権（2023年3月15日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	349 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	349	34,900 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	164,510 (注) 2	1,646 (注) 2 4
新株予約権の行使期間	自 2025年3月16日 至 2033年3月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 164,510 資本組入額 82,255	発行価格 1,646 資本組入額 823
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役	同左

	及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第3回新株予約権（2023年6月15日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	54 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54	5,400 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	164,510 (注) 2	1,646 (注) 2 4
新株予約権の行使期間	自 2025年6月16日 至 2033年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 164,510 資本組入額 82,255	発行価格 1,646 資本組入額 823
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第4回新株予約権（2023年6月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	92 (注) 1	同左 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92	9,200 (注) 4

新株予約権の行使時の払込金額(円)	164,510 (注) 2	1,646 (注) 2 4
新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2033年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 164,510 資本組入額 82,255	発行価格 1,646 資本組入額 823
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末においては、第1回新株予約権については10株、第2・3・4回新株予約権については1株であります。公表日の前月末現在においては、第1回新株予約権については1,000株、第2・3・4回新株予約権については100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3. 2022年10月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年11月1日付をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 2026年3月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付をもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年4月1日 (注) 1	840,510	849,000	—	60,000	—	420,291

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	8	11	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	2,370	—	—	6,120	8,490	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	27.92	—	—	72.08	100	—

(注) 2026年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2026年4月1日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 849,000	8,490	
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	849,000	—	—
総株主の議決権	—	8,490	—

(注) 1. 2026年3月13日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付けで普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は840,510株増加し、849,000株となっております。

2. 2026年3月27日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2020年12月14日定時株主総会決議）

決議年月日	2020年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権（2023年3月15日定時株主総会決議）

決議年月日	2023年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 41
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第3回新株予約権（2023年6月15日定時株主総会決議）

決議年月日	2023年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上

新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

第4回新株予約権（2023年6月30日定時株主総会決議）

決議年月日	2023年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、配当政策につきましては、当社は成長過程にあることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のための投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期については未定です。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化、人材への投資及び新規事業展開の財源として有効投資してまいりたいと考えております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	岡村 康男	1960年10月7日	1984年4月 1990年8月 2002年10月 2014年2月 2018年3月	エスビー食品株式会社 入社 エクイタブル生命保険株式会社 (現アクサ生命保険株式会社) 入社 当社設立 代表取締役社長(現任) 一般社団法人租税調査研究会 代表理事 一般社団法人租税調査研究会 理事 (現任)	(注)1	(注)7	470,000 (注)3
取締役	経営管理 本部長	山中 昂	1988年10月15日	2011年2月 2014年8月 2014年9月 2019年7月 2020年1月 2023年1月 2023年3月	朝日税理士法人・朝日ビジネスソリューション株式会社 入社 太陽有限責任監査法人 入所 公認会計士登録 当社 入社 経理財務部長 当社 経営管理本部長(現任) 当社 取締役(現任)	(注)1	(注)7	1,500
取締役	HR事業 本部長	石坂 健	1990年2月22日	2012年4月 2018年5月 2020年9月 2021年9月 2023年6月 2023年7月 2024年1月 2024年3月	A.T. Kearney株式会社 入社 日本電気株式会社 入社 株式会社エム・セオリー(現 サイモン・クチャーアンドパートナーズジャパン) 入社 A.T. Kearney株式会社 入社 当社 入社 当社 経営戦略室室長 当社 HR事業本部長(現任) 当社 取締役(現任)	(注)1	(注)7	8,500
取締役	-	水上 亮比呂	1956年9月13日	1983年10月 1987年3月 1997年7月 2005年10月 2018年9月 2018年9月 2019年3月 2019年10月 2020年9月 2021年6月	監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 同所パートナー 同所横浜事務所所長 水上亮比呂公認会計士事務所 代表(現任) 株式会社リベルタ 社外取締役 当社社外取締役(現任) 株式会社ステムリム 社外監査役(現任) 工藤建設株式会社 社外監査役(現任) コージンバイオ株式会社 社外取締役	(注)1	(注)7	-
取締役	-	林 南平	1974年2月17日	1996年4月 2000年9月 2002年10月 2007年4月 2007年4月 2008年12月 2010年1月 2011年9月 2014年5月 2016年3月 2018年12月 2019年4月 2020年8月 2022年3月 2023年3月	株式会社日本興業銀行(現みずほ銀行) 入行 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社 株式会社MKSパートナーズ 入社 同社 パートナー 株式会社プレッショ 非常勤取締役 (現任) 株式会社MKSパートナーズ 代表取締役 株式会社NHパートナーズ設立 代表取締役代表パートナー(現任) 株式会社アルフレックスジャパン 社外取締役(現任) 株式会社T00T 取締役会長(現任) ノーリツプレジジョン株式会社 社外取締役(現任) 株式会社青鴉 取締役(現任) 株式会社JMDC 社外取締役(現任) 株式会社ハルメクホールディングス 社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) ショーワグローブ株式会社 社外取締役(現任)	(注)1	(注)7	78,000 (注)4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
常勤 監査役	-	森田 和彦	1962年12月28日	1986年4月 東洋紙業株式会社 入社 1989年1月 藤田商事株式会社 入社 2005年1月 当社 入社 2007年9月 当社 取締役 2018年3月 一般社団法人租税調査研究会 理事 2018年10月 当社 取締役営業本部本部長 2019年7月 当社 取締役経営管理本部長 2020年3月 当社 監査役(現任) 2020年3月 一般社団法人租税調査研究会 監事(現任)	(注)2	(注)7	120,000
監査役	-	茂田井 純一	1974年3月19日	1996年4月 朝日監査法人 (有限責任あずさ監査法人) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年9月 クリフックス税理士法人 入所 2006年3月 税理士登録 2006年6月 株式会社スタートトゥデイ (現株式会社ZOZO) 監査役 2008年12月 株式会社アカウンティング・アシスト 設立 代表取締役(現任) 2009年9月 株式会社ECナビ(現 株式会社CARTA HOLDINGS) 非常勤監査役 2010年10月 株式会社ドゥ・ハウス 非常勤監査役 株式会社マーテックス(現 株式会社 Warranty Technology) 非常勤監査役 2013年6月 株式会社ビジョン 非常勤監査役(現 任) 2015年3月 サイバーエリアリサーチ株式会社(現 株式会社Geolocation Technology) 非常勤監査役(現任) 2016年4月 2016年3月 フィーチャ株式会社 非常勤監査役 2017年3月 Find Japan株式会社 非常勤監査役 (現任) 2017年6月 ゼネリックソリューション株式会社 非常勤取締役 2017年12月 株式会社音楽館 非常勤監査役(現任) 2018年10月 フィーチャ株式会社 非常勤取締役 2018年11月 株式会社スポカレ 非常勤監査役(現 任) 2019年5月 株式会社ナイルワークス 非常勤監査 役 2020年3月 当社 非常勤監査役(現任) 2020年6月 株式会社JUNTENBIO 社外監査役(現 任) 2021年1月 MIRAI-LABO株式会社 非常勤監査役 (現任) 2021年6月 gooddaysホールディングス株式会社 非常勤取締役 2024年3月 クックパッド株式会社 社外取締役 (現任) 2024年11月 株式会社Rodina 非常勤監査役(現 任) 2025年3月 株式会社CARTA HOLDINGS 非常勤監査 役 2025年6月 株式会社ZOZO 補欠監査役(現任) 2025年12月 株式会社ラテラ 非常勤監査役(現 任) 2026年1月 株式会社グッドコムアセット 非常勤 取締役(現任)	(注)2	(注)7	12,000
監査役	-	菅原 直美	1978年9月9日	2010年12月 弁護士登録 岩本・佐藤法律事務所 入所 2012年5月 なら法律事務所 入所 2015年7月 みみなしやま法律事務所 開設 2018年3月 多摩の森総合法律事務所 入所 2020年3月 当社 非常勤監査役(現任) 2023年6月 吉祥寺リネン法律事務所 開設 2025年3月 カウンセリングルームセコイア 非常 勤カウンセラー(現任)	(注)2	(注)7	-
計							690,000

(注) 1. 取締役の任期は、2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の

- 時までであります。
2. 監査役の任期は、2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から2029年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 3. 代表取締役岡村康男の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社ASYCが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
 4. 取締役林南平の所有株式数には、同氏が代表取締役を務める株式会社NHパートナーズが所有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。
 5. 水上亮比呂氏及び林南平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 6. 茂田井純一氏及び菅原直美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 7. 2025年12月期における役員報酬の総額は、67,520千円を支給しております。

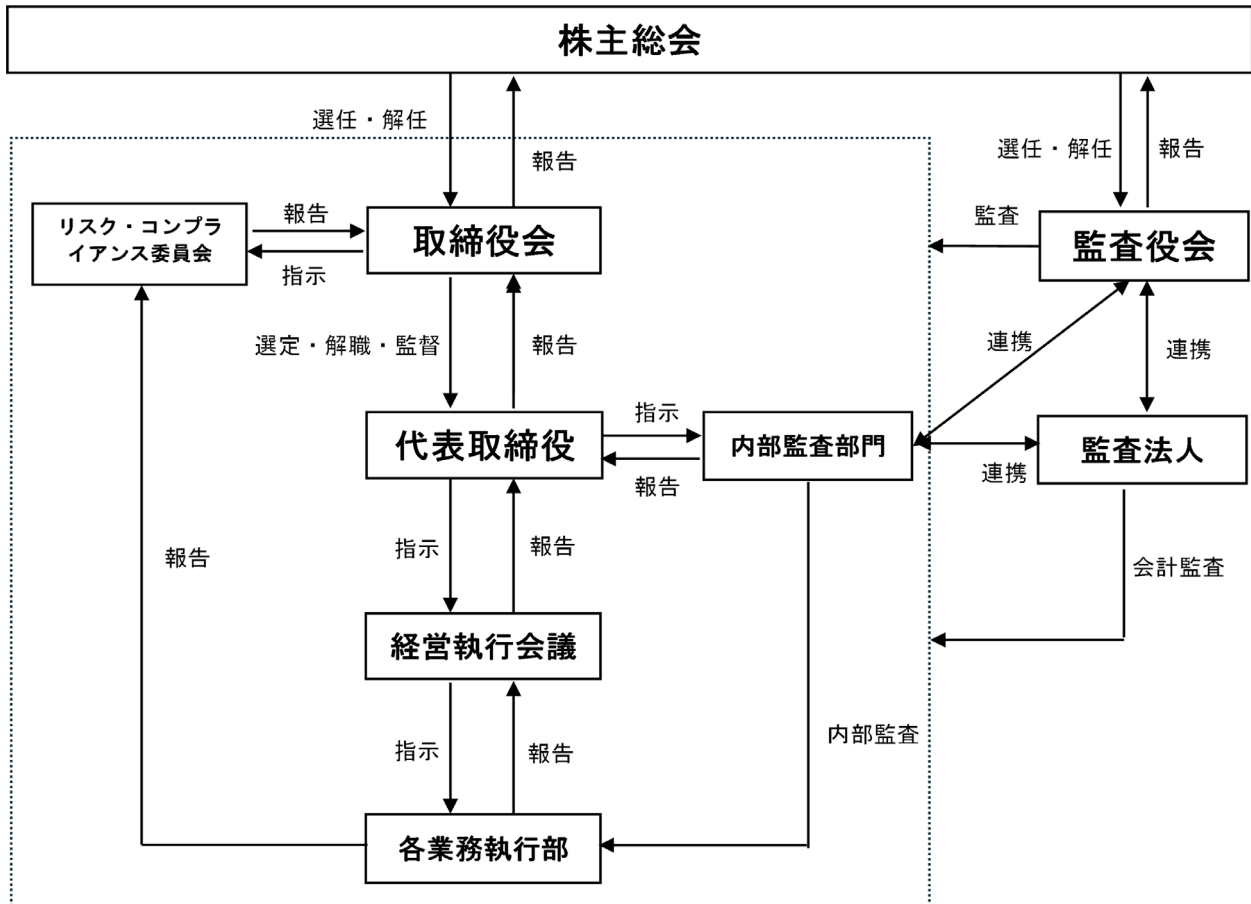
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人と企業の成長支援」という企業理念のもと、株主をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的な責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営の透明性・公正性の向上を図り、経営環境の変化に迅速に対応し、全てのステークホルダーの利益に配慮のうえ、企業価値及び株主価値の最大化の実現に努めます。



② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社及び監査役会設置会社であります。業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制が、迅速な意思決定や業務執行の適正性確保に有効であると判断し、当該体制を採用しております。

監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点から監査体制の強化を図るため、監査役3名のうち2名が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役5名のうち2名を社外取締役とするとともに、機動的な業務執行を図るため取締役の任期を1年としております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役社長が議長を務め、取締役経営管理本部長、取締役HR事業本部長、社外取締役2名で構成されております。

取締役会では、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には監査役3名も出席し意見陳述を行っており、常に取締役の業務執行に関する監査が行われております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役が議長を務め、社外監査役2名で構成されております。

監査役会では、監査計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

また、監査役は、取締役会及びその他の社内会議に出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

ハ. 経営執行会議

当社の経営執行会議は、代表取締役が議長を務め、取締役経営管理本部長、取締役HR事業本部長、常勤監査役、各部室の責任者をもって構成されております。

経営執行会議では、各部門より業務状況の共有を行うとともに、経営に関する重要事項について協議を行っております。また、取締役会付議事項の事前審議等も行っており、一定の業務執行に係る意思決定を行っております。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。取締役経営管理本部長が委員長を務め、代表取締役、取締役HR事業本部長、常勤監査役、各部室の責任者をもって構成されております。

リスク・コンプライアンス委員会では、リスクの識別・分析・評価及びその予防と対応策の検討、内部統制評価を含む内部監査の実施状況の把握、不祥事・トラブルに対する迅速な対応及び状況の包括的な把握及び法令等の遵守及びリスク回避への啓発・教育等を行っております。リスク・コンプライアンス委員会は、4ヶ月に1回以上開催しております。

ホ. 監査法人

当社は、有限責任パートナーズ総合監査法人との間で監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は高橋篤史氏、鈴木努氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ヘ. 内部監査

当社の内部監査については、主にコンプライアンス室が「内部監査規程」及び「業務分掌規程」に基づき、内部監査を実施しており、コンプライアンス室の内部監査については、経営管理本部長がクロス監査を実施しております。内部監査では、当社の業務活動が会社の方針や計画、法令・定款並びに諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたかを検証、評価及び助言していくことにより、コンプライアンス体制の充実及び業務活動の改善向上を図っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムとしましては、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第4項6号及び会社法施行規則第100条に基づき、2023年9月15日開催の取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び従業員は、「コンプライアンス規程」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し高い企業倫理を確立し、コンプライアンスリスクについてはリスク・コンプライアンス委員会において対策を講じる。

- b. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回以上開催する取締役会において、経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行について監視・監督を行う。
- c. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行い、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- d. 取締役及び従業員は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、「内部通報制度運用規程」に基づき速やかに通報し、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、常勤監査役へ報告し対策を講じる。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- e. 内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき各部門の事業活動の監査を実施し、法令、定款及び社内規則の遵守状況を検証し、当該監査結果を代表取締役へ報告し、適宜改善事項の是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款、「文書管理規程」「個人情報保護マニュアル」「情報セキュリティ管理規程」ほか社内規則に従い、管理部門を掌握する取締役を担当役員とし、保存及び管理を適正に実施する。
- b. 取締役又は監査役が求めたときは、いつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営上のリスクを識別及び総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
- b. 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
- c. 内部監査責任者は、リスク管理の実施状況について事業活動の監査を継続的に行い、内部監査の集計結果は取締役会に報告する。
- d. 当社全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、「BCP（事業継続計画）」に基づき対策本部を設置し、対応を進める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画及び年度経営計画を策定する。
- b. 当社は、月1回の定例取締役会において、目標達成状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を迅速に排除することにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。
- c. 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- d. 当社は、職務の執行が効率的に行なわれることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営執行会議を月1回以上開催し、各部門からの報告を通じて個別経営課題を実務的な観点から協議し、遂行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができる。
- b. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定及び評価については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社の取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- b. 監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等を提供し、

報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

- c. 当社は、前二項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、必要な監査費用又は債務を各監査役からの申請に基づき前払いや事後の精算等により会社が支払うものとする。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

- a. 監査役は、当社の取締役会、経営執行会議、リスク・コンプライアンス委員会その他経営に関する重要な会議に出席し、意見を述べ、必要な勧告を行う。
- b. 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換を行い、必要があると認めるときは改善等を求める。
- c. 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、自らの監査の適正性と実効性の向上に努める。
- d. 監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- a. 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」に則り、断固として反社会的勢力との関係を遮断する。
- b. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備状況

当社では、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「レックスアドバイザーズ企業行動基準」を制定し、法令や社会的規範を遵守するだけでなく、高い倫理観に基づき行動することを周知徹底しております。

また、当社では、「リスク管理規程」を制定し、災害・環境・事業・業務・コンプライアンス・情報セキュリティ・事件等・財務のリスクを定め、経営管理本部長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置して、全社的なリスク管理を行っております。

ハ. 取締役及び監査役責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役との間において、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（監査役であったものを含む。）との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役との間において責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

ホ. 取締役の定数

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

へ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ. 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

リ. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ヌ. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

④ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	46,730	46,730	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	9,600	9,600	—	—	1
社外役員	11,190	11,190	—	—	4
計	67,520	67,520	—	—	8

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	10,000	2,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

当社が監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、監査人交代に伴う引継関連業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定にあたっては、必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査法人の監査計画、監査内容、監査日程、報酬見積りの算定根拠等の妥当性等を十分に勘案した上で、取締役会の承認を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任パートナーズ総合監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	640,110	630,227
売掛金	61,912	70,530
前払費用	18,160	19,344
その他	2,238	6,446
貸倒引当金	△413	△3,061
流動資産合計	722,008	723,487
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	35,721	31,061
工具、器具及び備品(純額)	12,969	8,797
有形固定資産合計	※1 48,691	※1 39,858
無形固定資産		
のれん	3,057	8,085
商標権	334	273
ソフトウェア	757	1,500
無形固定資産合計	4,149	9,859
投資その他の資産		
投資有価証券	10,689	9,968
長期前払費用	935	773
繰延税金資産	6,929	15,491
敷金	58,253	58,921
その他	34,851	22,045
投資その他の資産合計	111,659	107,200
固定資産合計	164,500	156,918
資産合計	886,508	880,406

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	11,772	7,992
未払金	38,570	44,692
未払費用	48,798	46,925
未払法人税等	13,041	3,477
契約負債	3,246	3,125
返金負債	2,256	1,094
預り金	19,498	18,567
賞与引当金	14,812	38,397
その他	41,390	22,264
流動負債合計	193,386	186,537
固定負債		
長期借入金	38,668	30,676
資産除去債務	15,077	15,129
固定負債合計	53,745	45,805
負債合計	247,131	232,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金		
資本準備金	420,291	420,291
その他資本剰余金	53,600	53,600
資本剰余金合計	473,892	473,892
利益剰余金		
利益準備金	300	300
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	98,763	107,997
利益剰余金合計	99,063	108,297
株主資本合計	632,955	642,189
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,421	5,873
評価・換算差額等合計	6,421	5,873
純資産合計	639,376	648,063
負債純資産合計	886,508	880,406

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 1,525,132	※1 1,547,424
売上原価	410,142	417,374
売上総利益	1,114,990	1,130,049
販売費及び一般管理費	※2 1,058,317	※2 1,127,296
営業利益	56,672	2,752
営業外収益		
受取利息	41	952
受取配当金	271	234
還付加算金	89	173
受取保険金	—	1,308
違約金収入	—	460
その他	0	250
営業外収益合計	403	3,378
営業外費用		
支払利息	790	369
支払保証料	162	162
障害者雇用納付金	1,200	1,325
和解金	—	600
その他	20	—
営業外費用合計	2,173	2,457
経常利益	54,902	3,673
特別利益		
保険解約返戻金	—	10,900
特別利益合計	—	10,900
特別損失		
投資有価証券評価損	11,051	—
減損損失	—	81
特別損失合計	11,051	81
税引前当期純利益	43,850	14,493
法人税、住民税及び事業税	13,089	10,126
法人税等調整額	6,431	△4,867
法人税等合計	19,520	5,258
当期純利益	24,329	9,234

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	330,032	80.5	315,534	75.6
II 経費		80,110	19.5	101,840	24.4
売上原価		410,142	100.0	417,374	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
成功報酬手数料	63,261	87,775
派遣スタッフ交通費	14,390	12,853

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	60,000	420,291	53,600	473,892
当期変動額				
当期純利益				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	60,000	420,291	53,600	473,892

	株主資本			株主資本合計
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
繰越利益剰余金				
当期首残高	300	74,433	74,733	608,625
当期変動額				
当期純利益		24,329	24,329	24,329
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	24,329	24,329	24,329
当期末残高	300	98,763	99,063	632,955

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,547	3,547	612,172
当期変動額			
当期純利益			24,329
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,874	2,874	2,874
当期変動額合計	2,874	2,874	27,204
当期末残高	6,421	6,421	639,376

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	60,000	420,291	53,600	473,892
当期変動額				
当期純利益				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	60,000	420,291	53,600	473,892

	株主資本			株主資本合計
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
繰越利益剰余金				
当期首残高	300	98,763	99,063	632,955
当期変動額				
当期純利益		9,234	9,234	9,234
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	9,234	9,234	9,234
当期末残高	300	107,997	108,297	642,189

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,421	6,421	639,376
当期変動額			
当期純利益			9,234
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△547	△547	△547
当期変動額合計	△547	△547	8,686
当期末残高	5,873	5,873	648,063

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	43,850	14,493
減価償却費	10,065	11,165
のれん償却額	424	1,451
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△204	2,647
受取利息及び受取配当金	△313	△1,186
支払利息	790	369
投資有価証券評価損益(△は益)	11,051	—
保険解約返戻金	—	△10,900
減損損失	—	81
売上債権の増減額(△は増加)	29,076	△8,617
前払費用の増減額(△は増加)	△7,271	△1,183
未払消費税等の増減額(△は減少)	28,287	△19,125
未払金の増減額(△は減少)	△9,567	6,121
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,820	23,584
返金負債の増減額(△は減少)	△1,624	△1,162
その他	△5,037	△6,917
小計	96,708	10,821
利息及び配当金の受取額	313	1,186
利息の支払額	△790	△369
法人税等の還付額	15,089	—
法人税等の支払額	△671	△19,689
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,649	△8,051
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△11,051	—
有形固定資産の取得による支出	△11,608	△1,596
無形固定資産の取得による支出	—	△1,500
敷金の差入による支出	△179	△668
保険積立金の解約による収入	—	23,706
事業譲受による支出	※2 △5,323	※2 △10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,163	9,940
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△12,480	△11,772
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,480	△11,772
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	70,005	△9,882
現金及び現金同等物の期首残高	570,104	640,110
現金及び現金同等物の期末残高	※1 640,110	※1 630,227

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 4～5年

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 人材紹介サービス

人材紹介契約に基づき、顧客である求人企業に対し求職者の紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で収益を認識しております。なお、顧客から受け取ったまたは受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を、返金負債に計上しております。

② 人材派遣サービス

顧客との派遣契約に基づき、主に経理専門人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを行っており、当該サービスは派遣社員による労働力の提供に応じ一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、当社と雇用契約を締結した派遣スタッフの派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	6,929	15,491

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としており、将来の成約数、登録者数等を主要な仮定として織り込んでいます。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	18,511千円	28,858千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	394,177 千円	417,139 千円
賞与引当金繰入額	14,812 "	38,397 "
貸倒引当金繰入額	△204 "	2,647 "
広告宣伝費	202,179 "	232,720 "
減価償却費	10,490 "	12,616 "

おおよその割合

販売費	63.5%	64.8%
一般管理費	36.5"	35.2"

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,490	—	—	8,490

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の権利行使条件を満たしておりません。第2回ストック・オプションとしての新株予約権、第3回ストック・オプションとしての新株予約権、第4回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,490	—	—	8,490

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割しております。上記は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 第1回から第4回までの各ストック・オプションとしての新株予約権は、いずれも権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の権利行使条件を満たしていません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	640,110 千円	630,227千円
現金及び現金同等物	640,110 千円	630,227千円

※2. 事業譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

事業譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	1,841千円
のれん	3,482 "
事業譲受による支出	5,323千円

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

事業譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	3,520千円
のれん	6,479 "
事業譲受による支出	10,000千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

前事業年度(2024年12月31日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	40,969 千円
1年超	— "
合計	40,969 千円

当事業年度(2025年12月31日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	45,889 千円
1年超	85,934 "
合計	131,824 千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については預金により保有しております。また、デリバティブ取引等のリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に事業に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、HR事業本部と経営管理本部が連携して各取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経営管理本部が資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 ※1	10,689	10,689	—
(2) 敷金	58,253	58,005	△247
資産計	68,942	68,694	△247
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	50,440	48,546	△1,893
負債計	50,440	48,546	△1,893

※1 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式 0千円

当事業年度(2025年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 ※1	9,968	9,968	—
(2) 敷金	58,921	56,774	△2,147
資産計	68,890	66,742	△2,147
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	38,668	37,332	△1,335
負債計	38,668	37,332	△1,335

※1 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式 0千円

(注1) 金銭債権の償還予定額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	639,940	—	—	—
売掛金	61,912	—	—	—
敷金	58,253	—	—	—
合計	760,106	—	—	—

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	630,098	—	—	—
売掛金	67,930	—	—	—
敷金	179	58,742	—	—
合計	698,208	58,742	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,772	7,992	7,992	7,992	7,992	6,700
合計	11,772	7,992	7,992	7,992	7,992	6,700

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	7,992	7,992	7,992	7,992	6,700	—
合計	7,992	7,992	7,992	7,992	6,700	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	10,689	—	—	10,689
資産計	10,689	—	—	10,689

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	9,968	—	—	9,968
資産計	9,968	—	—	9,968

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	58,005	—	58,005
資産計	—	58,005	—	58,005
長期借入金	—	48,546	—	48,546
負債計	—	48,546	—	48,546

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	56,774	—	56,774
資産計	—	56,774	—	56,774
長期借入金	—	37,332	—	37,332
負債計	—	37,332	—	37,332

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、敷金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	10,689	871	9,817
小計	10,689	871	9,817
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	10,689	871	9,817

※ 非上場株式等(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券の株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復可能性がないと判断したため、11,051千円の減損処理を行いました。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	9,968	871	9,096
小計	9,968	871	9,096
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	9,968	871	9,096

※ 非上場株式等(貸借対照表計上額0千円)については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の企業年金制度を採用しております。また、当社は、複数事業主制度の企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の企業年金基金への要拠出額は、前事業年度10,542千円、当事業年度12,083千円であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

当該事項は、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値であり、前事業年度は2024年3月31日現在の数値、当事業年度は2025年3月31日現在の数値であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	(千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
年金資産の額	987,016	1,017,136
年金財政計算上の数理債務の額	860,812	897,541
差引額	126,204	119,595

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 9.72% (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当事業年度 11.58% (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金（前事業年度71,948千円、当事業年度71,948千円）であります。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	2020年12月14日	2023年3月15日	2023年6月15日	2023年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 当社従業員 25	当社取締役 1 当社従業員 46	当社取締役 1 当社従業員 12	当社従業員 1
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 36,000株	普通株式 39,400株	普通株式 5,400株	普通株式 9,200株
付与日	2020年12月28日	2023年3月31日	2023年6月15日	2023年6月30日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。			
権利行使期間	2022年12月15日～ 2030年12月14日	2025年3月16日～ 2033年3月15日	2025年6月16日～ 2033年6月15日	2025年7月1日～ 2033年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年11月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2026年4月1日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	2020年12月14日	2023年3月15日	2023年6月15日	2023年6月30日
権利確定前(株)				
前事業年度末	26,000	35,900	5,400	9,200
付与	—	—	—	—
失効	—	1,000	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	26,000	34,900	5,400	9,200
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2022年11月1日付株式分割（普通株式1株につき10株の割合）及び2026年4月1日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の数値で記載しております。

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
決議年月日	2020年12月14日	2023年3月15日	2023年6月15日	2023年6月30日
権利行使価格(円)	558	1,646	1,646	1,646
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 2022年11月1日付株式分割(普通株式1株につき10株の割合)及び2026年4月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の数値で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF法等により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 28,639 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 2024年12月31日	当事業年度 2025年12月31日
繰延税金資産		
賞与引当金	5,908千円	15,314千円
貸倒引当金	143 "	1,080 "
貸倒損失	428 "	1,935 "
未払事業税等	1,132 "	294 "
未払事業所税	638 "	626 "
繰延資産	1,642 "	462 "
返金負債	780 "	378 "
本社家賃	1,922 "	— "
資産除去債務	5,215 "	5,360 "
減価償却超過額	193 "	127 "
資産調整勘定	1,687 "	4,632 "
投資有価証券	3,822 "	3,915 "
その他	3,176 "	— "
繰延税金資産小計	26,691千円	34,129千円
評価性引当額	△12,642 "	△12,132 "
繰延税金資産合計	14,048千円	21,996千円
繰延税金負債		
有形固定資産（資産除去債務）	△3,722千円	△3,282千円
その他有価証券評価差額金	△3,395 "	△3,222 "
繰延税金負債合計	△7,118千円	△6,505千円
繰延税金資産純額	6,929 千円	15,491千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更して計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

事業譲受

1. 事業譲受の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称：株式会社KANDATA

事業の内容：ビジネス用プレゼンテーション作成ソフトのテンプレート販売を行う事業

(2) 企業結合を行った主な理由

ビジネス用プレゼンテーション作成ソフトのテンプレート販売を行う事業を通じて独自の集客チャネルの獲得及びコンテンツ拡張・マーケティング強化によるシナジー効果が期待できることから、事業譲り受けを決定しました。

(3) 企業結合日

2025年9月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする事業の譲り受けを行ったためであります。

2. 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2025年9月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,000千円
取得原価		10,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

当事業年度の損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

6,479千円

(2) 発生原因

超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 譲受事業の資産・負債の項目及び金額

該当事項はありません。

7. 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及び

その算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載していません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社、大阪支社、名古屋支社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて10年と見積り、割引率は国債利回りの利率に基づき0.454%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	15,025千円	15,077千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— "	— "
時の経過による調整額	52 "	52 "
期末残高	15,077千円	15,129千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

サービスの名称	報告セグメント
	人材支援事業
人材紹介	1,022,722
人材派遣	454,014
求人媒体	39,940
その他	8,455
顧客との契約から生じる収益	1,525,132
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,525,132

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

サービスの名称	報告セグメント
	人材支援事業
人材紹介	1,074,077
人材派遣	423,683
求人媒体	37,561
その他	12,100
顧客との契約から生じる収益	1,547,424
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,547,424

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社の事業セグメントは、人材支援事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社の事業セグメントは、人材支援事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、人材支援事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、人材支援事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社は、人材支援事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡村 康男	—	—	当社代表取 締役	(被所有) 直接45.9	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	10,440	—	—

(注) 債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	753.09円	763.33円
1株当たり当期純利益	28.66円	10.88円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	24,329	9,234
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	24,329	9,234
普通株式の期中平均株式数(株)	849,000	849,000

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2026年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付けで株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の流通性向上を目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 8,490株

今回の分割により増加した株式数 840,510株

株式分割後の発行済株式数 849,000株

株式分割後の発行可能株式総数 3,396,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2026年4月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の概要

2026年3月27日開催の定時株主総会決議に基づき、2026年4月1日付けで定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

⑤ 【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	エリアリンク株式会社	4,680	9,968
		株式会社MentaRest	197	0
計		4,877	9,968	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	48,729	—	—	48,729	17,667	4,659	31,061
工具、器具及び備品	18,472	1,596	81 (81)	19,988	11,190	5,687	8,797
有形固定資産計	67,202	1,596	81 (81)	68,717	28,858	10,347	39,858
無形固定資産							
ソフトウェア	6,490	1,500	—	7,990	6,490	757	1,500
商標権	610	—	—	610	336	61	273
のれん	3,482	6,479	—	9,961	1,875	1,451	8,085
無形固定資産計	10,582	7,979	—	18,562	8,702	2,269	9,859
長期前払費用	1,627	—	—	1,627	854	162	773

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC	1,596千円
ソフトウェア	ホームページ	1,500 "
のれん	事業譲受による	6,479 "

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	11,772	7,992	1.0	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	38,668	30,676	1.0	2027年 1月 1日～ 2030年 9月 30日
合計	50,440	38,668	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	7,992	7,992	7,992	6,700

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	413	3,061	—	413	3,061
賞与引当金	14,812	38,397	14,812	—	38,397

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	15,077	52	—	15,129

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	129
預金	
普通預金	630,098
合計	630,227

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
KPMG税理士法人	7,083
OAG税理士法人	3,535
税理士法人第一経営/株式会社第一経営相談所	3,424
サイバーステップ株式会社	2,887
Uniforce株式会社	2,700
その他	50,899
合計	70,530

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)} \times \frac{2}{365}$
61,912	1,719,705	1,711,088	70,530	96.0	14.1

③ 敷金

区分	金額(千円)
本社敷金	43,965
大阪支社敷金	10,830
名古屋支社敷金	3,641
福岡オフィス敷金	224
岡山オフィス敷金	179
名古屋社宅敷金	81
合計	58,921

④ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社PIGNUS	16,893
三井住友カード株式会社	2,104
千代田都税事務所(事業所税)	1,810
株式会社Kipply	1,705
その他	22,178
合計	44,692

⑤ 未払費用

相手先	金額(千円)
千代田年金事務所(社会保険料)	22,982
派遣スタッフ給与	21,838
従業員立替経費	1,212
その他	892
合計	46,925

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL：https://www.rex-adv.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が TOKYO PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年10月31日	岡村 康男	東京都練馬区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	山中 昂	東京都北区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	1,500	2,475,000 (1,650)	経営参画への意識向上のため
2024年10月31日	岡村 康男	東京都練馬区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	石坂 健	東京都品川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	8,500	14,025,000 (1,650)	経営参画への意識向上のため

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2025年12月31日）から起算して2年前（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
4. 2026年3月13日開催の取締役会決議により、2026年4月1日をもって、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記移動株数及び単価は株式分割後の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
岡村 康男 ※1, 2	東京都練馬区	390,000	42.18
森田 和彦 ※1, 4	東京都杉並区	120,000	12.98
株式会社アドバンス ※1	埼玉県新座市大和田2-1-39	104,000	11.25
合同会社ASYC ※3	東京都練馬区高松4-5-5	80,000	8.65
株式会社NHパートナーズ ※1, 3	東京都千代田区永田町2-11-1	53,000	5.73
大谷 貴志 ※1	東京都渋谷区	52,000	5.62
林 南平 ※1, 5	東京都港区	25,000	2.70
石坂 健 ※1, 5	東京都品川区	17,700 (9,200)	1.91 (1.00)
茂田井 純一 ※1, 4	千葉県千葉市美浜区	12,000	1.30
山中 昂 ※1, 5	東京都北区	10,700 (9,200)	1.16 (1.00)
その他63名	—	60,100 (57,100)	6.50 (6.18)
計	—	924,500 (75,500)	100.00 (8.17)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
 - 3 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
 - 4 特別利害関係者等 (当社監査役)
 - 5 特別利害関係者等 (当社取締役)
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

株式会社レックスアドバイザーズ
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高橋篤史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鈴木 努

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レックスアドバイザーズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レックスアドバイザーズの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上